

第2節

対内直接投資促進

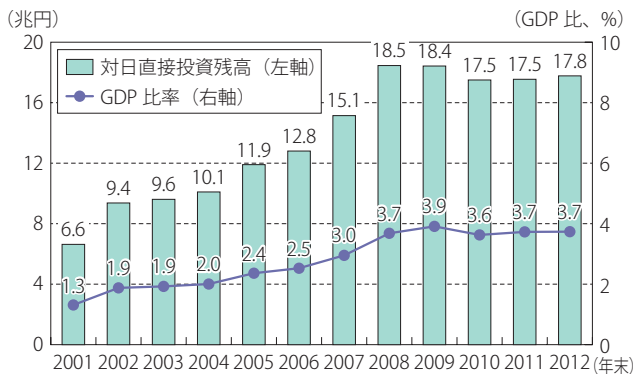
対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源が流入することにより、我が国の生産性の向上や雇用の創出に資するものである。しかしながら、近年、アジア新興国等の経済成長に伴う我が国市場の相対的な縮小や、アジア新興国等によるグローバル企業の誘致に向けた支援措置の強化等により、我が国からグローバル企業の撤退が相次いでおり、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。我が国の対内直接投資残高は2008年をピークに伸び悩み、対内直接投資残高のGDP比率は、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしている（第Ⅱ-4-2-1図、第Ⅱ-4-2-2図）¹⁶⁴。

グローバル企業の誘致には、政府が一丸となってグローバル企業向けの事業環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ない対内直接投資環

境を整備することが重要である。このため、政府は関連する施策等を総合的に取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を平成23年12月16日に策定し、この下で関係省庁等がグローバル企業の誘致に向けたそれぞれの取組を着実に推進していくこととし、平成24年6月22日に本プログラムのフォローアップを行った。

本プログラムにおいては、2020年までに達成すべき3つの目標として、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社といった「高付加価値拠点の増加（年間30件の誘致）」、「外資系企業による雇用者倍増（75万人→200万人）」、「対日直接投資倍増（17.5兆円→35兆円）」を掲げ、これらの目標を達成するために、政府として取り組む施策を5つの柱に基づき整理し、各種の施策に取り組むこととされている（第Ⅱ-4-2-3

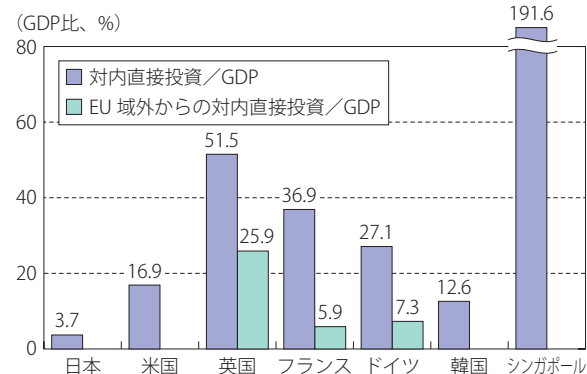
第Ⅱ-4-2-1図 対日直接投資残高の推移



備考：2012年は推計値。
資料：財務省「対外資産負債残高統計」、内閣府「国民経済計算」から作成。

第Ⅱ-4-2-2図

主要各国の対内直接投資残高 GDP 比率（2011 年末）



備考：シンガポール及び「EU 域外からの対内直接投資/GDP」は全て2010年末実績。

資料：以下の各データから作成。

〈FDI（簿価）〉日：財務省「対外資産負債残高統計」、
英・独・韓・シンガポール：IMF「International Financial Statistics」、
米：商務省「Survey of Current Business」、
仏：フランス銀行「The French Balance of payments and international investment position」
〈GDP、レート〉IMF「International Financial Statistics」

第Ⅱ-4-2-3 表 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の概要

〈平成 23 年 12 月 16 日アジア拠点化・対日投資促進会議決定〉
 〈平成 24 年 6 月 22 日アジア拠点化・対日投資促進会議フォローアップ〉

◆プログラムに掲げる 2020 年までに達成すべき 3 つの目標

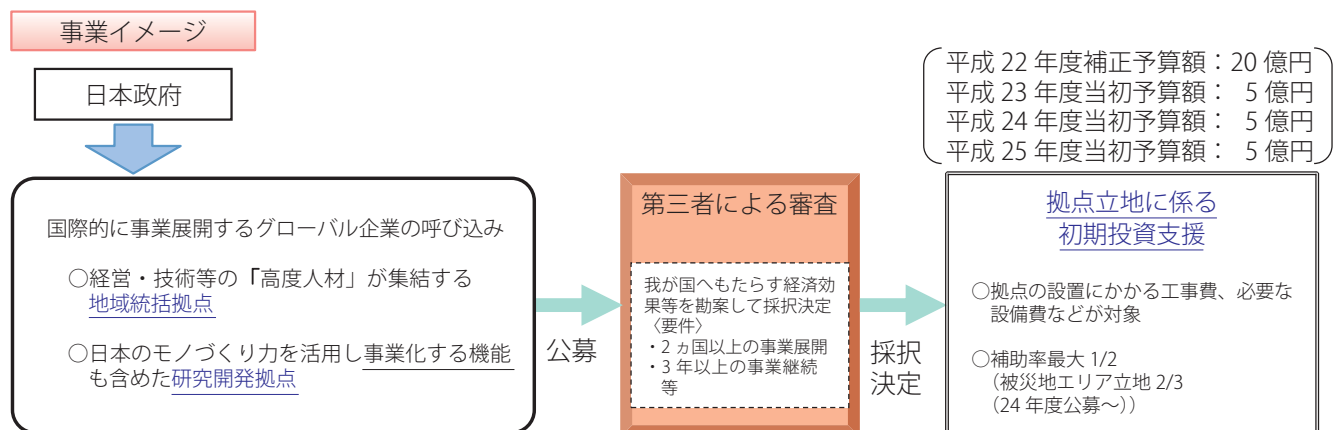
1. 高付加価値拠点の増加（年間 30 件の誘致）
2. 外資系企業による雇用者数倍増（75 万人→200 万人）
3. 対日直接投資残高倍増（17.5 兆円→35 兆円）

◆5 つの柱と主な具体的施策

1. 投資を促進するため収益性を向上
 補助金や税制などのインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高め、世界水準の投資環境を整備する。
 ・アジア拠点化立地補助金による高付加価値拠点の誘致
 ・法人実効税率の 5%引き下げによる企業の税負担の軽減 等
2. 投資を呼び込むため特区制度等を活用
 自治体と連携し、総合特区制度・復興特区制度等を活用することにより、国内外からの投資を呼び込む。
 ・外国企業の集積の促進に資する国際戦略総合特区の推進
 ・復興特区制度による国内外からの投資の呼び込み 等
3. 投資環境の整備と投資サポート体制を構築
 ヒト・モノ・カネの流れを増加するために、社会資本の整備や規制等の見直しと行うとともに、行政手続の透明性向上、行政の英語化を進める。
 ・高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置（永住許可の要件の緩和等）を講ずる制度の導入
 ・ビジネスジェット専用ターミナルの設置等、ビジネスジェットの受入環境の整備の推進
 ・ジェットロと関係府省庁の連携による行政手続に係るワンストップサービスの強化
 ・医療機器の審査手続の明確化・透明化等を図ることによる審査の迅速化
 ・行政の英語化の推進 等
4. 投資先での生活環境をより暮らしやすく
 外国人向けの教育・医療等、生活環境の整備を進める。
 ・医療通訳の育成等、外国人が医療機関を受診しやすい環境の整備
 ・インターナショナルスクールの各種学校設置認可の促進 等
5. 投資を歓迎する情報発信の充実
 政府による我が国の立地環境の魅力の PR、風評被害の払拭に向けた情報発信を行い、「開かれた復興」を目指す。
 ・海外で開催される展示会や国際会議等を通じ、震災後の我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信や本プログラムの PR の実施。
 ・復興特区制度等の PR や復興事業についての情報発信、被災地への外資系企業招聘等を通じた被災地への投資の促進。
 ・英語による情報提供の推進 等

資料：経済産業省作成

第Ⅱ-4-2-4 図 アジア拠点化立地補助金の概要



備考：経済産業省作成

表)。
 上記プログラムの具体的施策にも位置づけられているが、誘致の際には、アジア新興国等の取組と同様に、グローバル企業に対する直接的なインセンティブ措置の提示が効果的である。このため、政府は、平成 22 年度補正予算において、グローバル企業による高付加価値拠点の国内立地に係る初期費用を補助する「アジア拠点化立地推進事業」（第Ⅱ-4-2-4 図）を創設し、

平成 24 年度までに 19 事業者を採択した。採択した事業者の業種は、医療機器、燃料電池、自動車関連技術等、今後成長が見込まれる分野が多い。また、平成 24 年 7 月、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業を対象に、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」（アジア拠点化推進法）が第 180 回通常国会で成立した（平成 24 年 11 月施行）（第

第Ⅱ-4-2-5 図 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法〈平成24年11月施行〉

背景

○アジア新興国の経済成長に伴う我が国市場の相対的な縮小、アジア新興国の海外企業誘致支援策の強化により、我が国からグローバル企業の撤退が相次いでおり、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失しつつある状況。

法の概要

○グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の我が国への呼び込みを推進するため、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる。

措置事項の概要

1. 対象となる事業活動について

○主務大臣が定める基本方針に適合するものとして認定を受けたグローバル企業が国内で新たに行う研究開発事業及び統括事業（※）に対し、支援措置を講ずる。

（※）子会社の事業方針を決定する等の事業

2. 支援措置について

- ▶法人税特例 5年間、20%の所得控除
（これにより、約7%の実効税率引下げを実現）
- ▶所得税特例 親会社（外国企業）が付与するストックオプションに対する課税を日本企業と同等の取扱いとする
- ▶特許料軽減 研究開発事業の成果に係る特許料を軽減
※中小企業に限定
- ▶投資手続短縮 外為法上の届出後 30日間投資できないとされる期間を2週間に短縮
- ▶資金調達支援 中小企業投資育成株式会社による資金調達支援
- ※上記の他、
 - ・認定研究開発事業に係る特許出願の審査・審理を迅速化
（通常の出願：約22.2ヶ月→早期審査：約1.9ヶ月程度（2011年度実績））※特許法の運用
 - ・認定企業に就労予定の外国人の入国手続（在留資格認定証明書）の審査を迅速化
（通常1ヶ月→10日程度）※入管法の運用

3. 効果

- 高付加価値をもたらすグローバル企業の呼び込み、就業機会の創出
- グローバル企業と日本の中小企業等との連携による新たな製品や技術の開発等

ターゲット

研究開発拠点
イノベーションに
不可欠な高度な研
究者等が集結

アジア本社
グローバル経済社会
に不可欠な高度な経
営人材等が集結

基本方針

事業計画
の認定

支援措置

- ・税制措置（法人税特例等）
- ・研究開発拠点の特許料の軽減等

期待される効果

- ・高付加価値拠点の国内への立地
- ・就業機会の創出
- ・中小企業等との連携による新たな製品や技術の開発等

Ⅱ-4-2-5 図)。

これらのインセンティブ措置の構築や、総合特区制度（第Ⅱ-4-2-6 図）等を通じた自治体との連携により、政府はグローバル企業の呼び込みを強化してきたところである。しかし、グローバル企業の誘致が国際的な競争であり、アジア新興国等のグローバル企業誘致がし烈化していることを踏まえると、諸外国に遜色ない対内直接投資環境の整備の重要性は、一層高まっているといえる。今後、特区制度の抜本的改革、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本的強化等を通じて、国内の事業環境を整備し、国内外から投資を呼び込むことが重要である。

一方、東日本大震災以降、我が国のビジネス環境については災害リスクや電力供給、放射能汚染等の懸念が高まっている。そのため、我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信や、グローバル企業に対する誘致活動の重要性が増している。政府としては、特区制

度等の取組も含め、グローバル企業に向けた広報や日本企業とのマッチング機会の創出等に一層取り組んできた。

平成24年度末には、官邸の英語版ホームページの中に対日直接投資専用ウェブページを新設した。広報活動の強化の観点から、今後、本ウェブページやトップセールス等を有効に活用し、我が国がグローバル企業の国内立地を歓迎するメッセージを、国を挙げて発信することとしている。

さらに、グローバル企業の誘致・支援を強化するためには、我が国の制度や行政手続に不案内な外国企業からの相談に、行政機関が適切に対応する仕組みの構築などが重要である。外国企業が我が国への投資計画を検討する中で必要となる事項の明確化、問題解決等を包括的に支援することにより、外国企業が我が国へ投資を決定する際の後押しとなることが期待される。

このように、今後は国内の事業環境整備や対内直接

第Ⅱ-4-2-6 図 総合特区制度

総合特区制度の概要

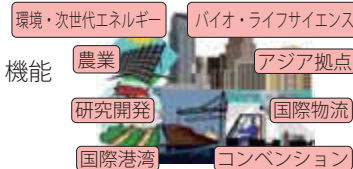
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的（法規・制度の特例、税制・財政・金融措置）に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

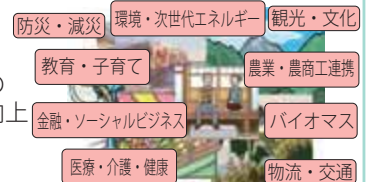
①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフィノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒地方分権を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減（投資税額控除、特別償却、所得控除より選択）
⇒国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒地域の志のある資金を結集

(3) 財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完（H25 予算 124 億円）

(4) 金融上の支援措置：利子補給制度（0.7%以内、5年間）の創設（H25 予算 2.9 億円）

資料：地域活性化統合事務局作成

投資の活性化策に一層強力に取り組むことで、立地競争力の強化をみすえた対内直接投資の拡大を促進し、

我が国の生産性の向上と更なる雇用の創出を目指す。